

徳島県告示第四百二十五号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の申出が撤回されたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

令和二年六月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
水の都記念病院	徳島市北島田町一丁目四五番地の二	令和二年四月三十日